

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則 福島県職場適応訓練委託条例施行規則の一部を改正する規則 一四

告 示

○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件三件 一四

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件四件 一四

○計量器の定期検査を実施する件 一四

○県営土地改良事業計画を定めた件三件 一四

○土地収用法により事業の認定をした件 一四

○道路の区域を変更する件二件 一四

○道路の供用を開始する件 一四

○電線共同溝を整備すべき道路として指定した件 一四

○都市計画を変更した件 一四

公 告

○医療計画を定めた件 一五

○肥料の登録が失効した件 一五

○福島県企業局 一五

○落札者を決定した件 一五

○福島県教育委員会 一五

○福島県指定重要文化財として指定する件 一五

規 則

福島県職場適応訓練委託条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月五日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第四十七号

福島県職場適応訓練委託条例施行規則の一部を改正する規則

福島県職場適応訓練委託条例施行規則（昭和五十六年福島県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十九号を第二十号とし、第十二号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十一号中「第二条第二項第八号の三」を「第二条第二項第八号の四」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十号中「第二条第二項第八号の二」を「第二条第二項第八号の三」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号の次に次の一号を加える。

十 雇用対策法施行規則第二条第二項第八号の二に規定する父子家庭の父である求職者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（雇用労政課）

告 示

福島県告示第二百五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十五年四月五日から同年八月五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び須賀川市産業部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年四月五日

福島県知事 佐藤雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）サンデー須賀川店 福島県須賀川市古河七番地ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）株式会社サンデー

代表取締役 宮下 直行

（変更後）株式会社サンデー

代表取締役 川村 暢朗

三 変更した年月日

平成二十五年三月二十二日

四 届出年月日

平成二十五年三月二十七日

五 届出をした者

株式会社サンデー

福島県告示第二百五十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十五年四月五日から同年八月五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び西郷村商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年四月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン西郷ショッピングセンター 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字岩下十一番地ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）イオンリテール株式会社
代表取締役 村井 正平

（変更後）イオンリテール株式会社
代表取締役 梅本 和典

三 変更した年月日

平成二十五年三月一日

四 届出年月日

平成二十五年三月十五日

五 届出をした者

イオンリテール株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第二百五十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十五年四月五日から同年八月五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年四月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングモールフェスタ 福島県郡山市日和田町字小原一番地

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（商業まちづくり課）

（変更前）（一）株式会社日和田ショッピングモール
代表取締役 笠原 昇

（二）イオンリテール株式会社
代表取締役 村井 正平

（変更後）（一）株式会社日和田ショッピングモール
代表取締役 高橋 富士夫

（二）イオンリテール株式会社
代表取締役 梅本 和典

三 変更した年月日

（一）平成二十四年十一月三十日
（二）平成二十五年三月一日

四 届出年月日

平成二十五年三月十五日

五 届出をした者

株式会社日和田ショッピングモール
イオンリテール株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第二百五十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年四月五日から同年五月五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年四月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン福島店 福島県福島市南矢野目字西荒田三十五番地ほか

二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第二百五十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年四月五日から同年五月五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び西郷村商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年四月五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン西郷ショッピングセンター 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字岩下十一番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により西郷村から聴取した意見の概要
(商業まちづくり課)

福島県告示第二百六十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年四月五日から同年五月五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十五年四月五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングモルフエスタ 福島県郡山市日和田町字小原一番地
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
 - 1 防災・防犯対策への協力に係る事項
本市では、平成二十年四月一日より、「郡山市安全で安心なまちづくり条例」を施行しております。
市や市民・事業者及び土地所有者等がそれぞれの役割を担い密接に連携しながら、犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりをすすめることが基本となっており、なかでも事業者及び土地所有者等(含建物)においては、この基本理念を御理解いただき、地域社会の一員として犯罪の防止に配慮した環境と必要な措置を講じるよう努め、市の防犯対策への御協力をお願いいたします。
(商業まちづくり課)

福島県告示第二百六十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年四月五日から同年五月五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十五年四月五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
片倉フィラチャー 福島県いわき市平字三倉六十八番一ほか

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

- 1 騒音の発生に係る事項
周辺住民から苦情が申し立てられた場合は、申立人及び関係機関の指導等に誠意を持って対処し、迅速な解決に努めること。
(商業まちづくり課)

福島県告示第二百六十二号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
平成二十五年四月五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
伊達郡国見町	非自動はかり(計量法施行令(平成五年政令第三二九号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。)、分銅及びおもり	五月八日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	国見町観月台文化センター
同 郡桑折町		五月九日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	桑折町役場
同 郡川俣町 (山木屋地区を除く。)		五月一〇日 午後一時から 午後三時三〇分まで	川俣町中央公民館
伊達市		五月一四日 午前九時三〇分から 午前十一時まで	ふるさとふれあいホール
		同 午後一時から 午後三時三〇分まで	伊達市役所霊山総合支所
		五月一五日 午前九時三〇分から	梁川農村環境改善センター

右に掲げる市町	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	五月二二日 午前九時三〇分から 午後三時三〇分まで	午後三時三〇分まで	伊達ふれあいセンター
		五月二二日 午前九時三〇分から 午後三時三〇分まで		保原体育館
		五月二三日から六月二日 日まで（土曜日及び日曜日を除く。） 午前一〇時から 午後三時まで		福島県計量検定所

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所で行う検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
伊達市、伊達郡桑折町、同郡国見町及び同郡川俣町（山木屋地区を除く。）	非自動ばかり、分銅及びおもり	一〇月一日から一二月二〇日まで（土曜日、日曜日、一〇月一四日及び一一月四日を除く。）

（計量検定所）

福島県告示第二百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、野尻地区に係る県営ため池等整備事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年四月五日

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十五年四月八日から

福島県知事 佐藤雄平

三 縦覧の場所
同
昭和村役場
月三十日まで（二十三日間）

（農村計画課）

福島県告示第二百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、和田地区に係る県営農用地災害復旧関連区画整理事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年四月五日

福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十五年四月八日から
月三十日まで（二十三日間）

三 縦覧の場所

相馬市役所

（農村計画課）

福島県告示第二百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、金沢・北泉地区に係る県営農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業（経営体育成型））を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年四月五日

福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十五年四月八日から
月三十日まで（二十三日間）

三 縦覧の場所

南相馬市役所

（農村計画課）

福島県告示第二百六十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定

により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。
平成二十五年四月五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 起業者の名称
古殿町
- 二 事業の種類
越代のサクラ公園駐車場整備工事
- 三 取用又は使用の別を明らかにした起業地
1 取用の部分 福島県石川郡古殿町大字大久田字越代 地内
2 使用の部分 福島県石川郡古殿町大字大久田字越代 地内
- 四 事業の認定をした理由
申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
1 法第二十条第一号の要件への適合性
越代のサクラ公園駐車場整備工事（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十二号に掲げる地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場、その他公共の用に供する施設に関する事業に該当する。
したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。
2 法第二十条第二号の要件への適合性
起業者は、平成二十三年より本件事業に着手し、平成二十五年に用地買収及び工事を行うこととしており、事業施行に必要な予算措置を講じている。
したがって、事業遂行の意思と能力があるものと認められることから、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。
3 法第二十条第三号の要件への適合性
（一）得られる公共の利益
県道三株下市萱小川線沿いに生育する越代のサクラは、樹齢四百年を超えるヤマザクラの大木であり、県の天然記念物に指定されているほか、林野庁「森の巨人たち百選」にも選ばれているサクラである。開花時期には、地元有志により、越代のサクラ祭りが開催され、よさこい踊りややぶさめ太鼓の披露、露店の出店などが行われ、県内外から多くの観光客が訪れている。
現在、越代のサクラ公園周辺には自家用車十四台、観光バス四台分の駐車場しか整備されていないため、サクラの開花時期には駐車場でできない車両が、路上に駐車するなどして道路の交通環境を悪化させているとともに、地域住民の日常生活においても、路上駐車が支障となり、安全かつ快適な生活が阻害されている状況である。
また、起業地周辺は、古殿町に近接する母畑温泉・猫啼温泉などの宿泊施設といわき市の各種観光施設の中間地点となっており、起業者においては地域間交流の重要な施設として位置付けている。しかし、観光業者からの聞き取りによると、駐車スペースがない場合、観光バスが路上駐車及び路上待機となり、十分な観光・

散策時間が取れない上に、安全面においても不安であるため、観光コースから除外することが多いとの意見があった。

このような状況の中、新たに乗用車百七十台分の駐車場が整備されることから、本件事業の施行により、路上駐車が解消され、円滑な自動車交通及び観光者の安全な通行を確保し、交通事故の低減を図り、合わせて地域住民における自動車交通の円滑化に寄与するものとなる。

また、駐車場が整備されることにより、従来の大型車の駐車スペースが利用可能となるため、観光施設としての付加価値を高め、地域間交流の重要な施設としての機能に寄与するものである。

したがって、事業施行によって得られる公共の利益は相当程度存するものと認められる。

（二）失われる利益

起業者が、希少野生動植物の生息及び生育の情報について、福島県環境共生総室自然保護課に照会したところ、起業地周辺において希少野生動植物は確認されていない。

また、起業地内における埋蔵文化財の有無について、古殿町教育委員会に照会したところ、埋蔵文化財包蔵地外であることを確認している。

（三）事業計画の合理性

起業者は、起業地の選定に当たって、越代のサクラ周辺の二箇所を候補地とした上で比較検討を行っているが、社会的及び技術的観点から総合的に勘案すると、本起業地が最も合理的であると認められる。

また、新たに整備する駐車場の規模については、サクラの開花時期に訪れる観光客数を勘案の上、決定したものであり、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号の要件を充足するものと認められる。

4 法第二十条第四号の要件への適合性

（一）事業を早期に施行する必要性

サクラの開花時期には、既存の駐車場が狭隘なため、駐車場に駐車できない車両が路上に駐車するなど、周辺道路の交通環境を悪化させている。このような状況は、観光客の安全な観覧を妨げるとともに、地域住民の生活に支障となり、早急に改善する必要があると認められる。

また、地元団体等から駐車場整備について要望が出されていることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

（二）起業地の範囲及び取用又は使用の別の合理性

起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲と認められる。
また、取用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであり、水路敷の部分のみを使用の範囲としていることから、取用又は使用の別についても合理的であると認められる。

5 以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものと認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

結論
 5 以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。

五 起業地を表示する図面の長期縦覧の場所
 古殿町役場産業振興課
 (土木総務課用地室)

福島県告示第二百六十七号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十五年四月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月五日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)
県道会津 坂下会津 本郷線	河沼郡会津坂下町大字 福原字高松一三九番地 先から 同 郡同 町大字 福原字家東六一番地先 まで	変更前	一一・〇〇	一一三二・〇〇
		変更後	一六・五〇 三五・〇〇	一一三二・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第二百六十八号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十五年四月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月五日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)
路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)

路線名	区 間	変更前	変更後	延
県道会津 坂下会津 本郷線	河沼郡会津坂下町大字 福原字高松一三九番地 先から 同 郡同 町大字 福原字家東六一番地先 まで	変更前	一一・五〇 三五・〇〇	一一三二・〇〇
		変更後	一二・五〇 三〇・〇〇	一一三二・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第二百六十九号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十五年四月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月五日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道会津坂下会津本郷線	河沼郡会津坂下町大字福原字高松一三九番地先から 同 郡同 町大字福原字家東六一番地先まで	平成二十五年四月五日

(道路計画課)

福島県告示第二百七十号
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路及びその区間を次のとおり指定した。

平成二十五年四月五日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間
県道喜多方会津坂下線	喜多方市字三丁目四八四四番二地先から同市字三丁目四八六四番イ地先までの上り線 喜多方市字三丁目四七九一番地先から同市字三丁目四七七七番四地先までの下り線

(道路計画課)

福島県告示第二百七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、県中都市計画道路を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年四月五日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 都市計画から除外された土地の区域
郡山市大槻町のうち字中前田、字上前田、字上町、字桜木、字三角田、字沢田、字寺西の各一部の区域
- 二 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
- 三 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課（都市計画課）

公 告

公告第九十三号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項の規定により、医療計画を定めたので、その関係書類を福島県保健福祉部健康衛生総室地域医療課、県内の各保健福祉事務所及びいわき地方振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年四月五日

福島県知事 佐藤雄平
（地域医療課）

公告第九十四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定により、次の登録は失効した。

平成二十五年四月五日

福島県知事 佐藤雄平

登録番号 (福島県)	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分 (%)		その他の 規格	氏名 又は 名称	住所	失効 年月日
			窒素全 量	りん酸 全量				
828	混合有	HJぽか	6.0	2.0	含有を許	天龍資	茨城県	平成25

福島県企業局

機質肥	し1号	される有 害成分の 最大量及 びその他 の制限事 項は、公 定規格の とおり。	材有限 会社	土浦市 中郡町 一丁目 5508番 地	年3月 27日
-----	-----	--	-----------	---------------------------------	------------

(農業総合センター)

公告第95号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県企業局財務会計システム導入及び保守並びに関連機器賃貸借及び保守業務の委託について、次のとおり一般競争入札により相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県企業局財務規程（昭和44年福島県企業局管理規程第8号）第222条の11第1項の規定により公告する。

平成25年 4 月 5 日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県企業局財務会計システム導入及び保守並びに関連機器賃貸借及び保守業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県企業局経営企画課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成25年 3 月 18 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社エフコム 福島県郡山市堤下町13番8号
- 5 落札金額
19,564,671円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成25年 2 月 1 日

(経営企画課)

福島県教育委員会

福島県教育委員会告示第一号

福島県文化財保護条例（昭和四十五年福島県条例第四十三号）第四条第一項の規定により、福島県指定重要文化財として、次のとおり指定する。

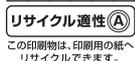
平成二十五年四月五日

建造物の部

福島県教育委員会

八槻家住宅 旧主屋及び書 院棟・表門・ 脇門	名 称	四棟	員 数	八槻浩子	所 有 者	東白川郡棚倉町大字八 槻字大宮六六番地	所 有 者 の 住 所	東白川郡棚倉町大字 八槻字大宮六六番地	所 在 の 場 所
---------------------------------	-----	----	-----	------	-------	------------------------	-------------	------------------------	-----------

(文化財課)



再生紙を使用しています。

【定価 1 箇月 3,390円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一 印刷